

# 「地方自治」を、根っこから論じる。

## これからの 地方自治の 教科書

[著] 大森彌  
大杉覚

A5判・324頁 定価 本体2,500円+税

●地方自治の現場は実際にどうなっているのか。どういう問題が起こっているのか。地方自治の理念や仕組み、実際の業務との関連について、自治体の仕事や行政サービス、具体的なテーマ（ICT・AIの普及や住民参加、人口減少への対応等）をとおして解説する。

●学生や自治体職員、自治体議員などの  
地方自治の入門書として最適。



地方自治の初学者、  
自治体職員、地域と  
自治体に関心を持つ  
すべての人に 第一法規

第4章 変化に応える自治行政

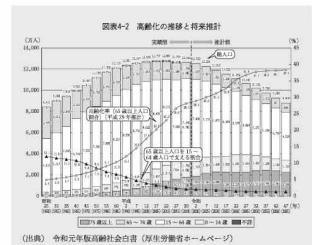


人口減少といえば、かねて高度成長期以来、農山村部の人口が流出し都市部へと人口集中が進むる（過疎と過密）が問題視されてきましたが、2000年代半ばには日本社会全体が人口減少率に突入し、現在では多くの中核的な地方都市でも人口減少率に転じています。（図表4-2参照）

そして、現時では人口が増加傾向にある東京都圏でやがて人口減少に転じることは確実であり、また高齢化が急ピッチで進行していることから、大都市圏での高齢化が急速化に近づけられ大きな課題となることが懸念されています。

日本創生会議が「消滅可能地自治体」のリストを公表し、「地方創生」をとてて警鐘を鳴らしたのもこうした状況を背景としており、人口減少問題に真剣に向き合つべきという認識が急速に広まりました。国もまち・ひと・しごと創生法を定めて地方創生に取り組む後押しをしたいといいます。

国の総合戦略では、まち・ひと・しごと創生環境を生み出すために若年層を意識した政策目標として、①若年雇用の創出などによる「地方における既定的雇用を創出する」、②地方移住や企業の地方立地の促進による「地方への新しいひのきの流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、好循環を支える「まち」の活性化として、④地域特性に応じた地域づくりなどによる「時代にあった地域をつくり、安心暮らしが守るとともに、地域と



（出典）令和元年版高齢社会白書（厚生労働省ホームページ）

地域を連携する」考えが掲げられています。

自治体も同様に将来人口の推計を基とした地方人口ビジョンを打ち出し、それに基づく地方版総合戦略を策定してきました。策定の際には、地域の懸念を含めた動勢として、いわゆる「産官学金労言」（地方経済界、行政、教育・研究機関、金融機関、労働団体、マスコミ）のメンバーを加入了して検討されています。

ところで、国・地方を通じて将来の人口ビジョンを打ち出し、総合戦略を実践する地域づくりが地方創生の名のもとに進められてきましたが、実は、こうした政府による取組みはそれ以前から地域づくりの実践を重ねて成果を出してき

コラムも  
充実！

### （2）下水の整備

河川、井戸水、湖沼、そして海の汚染の主たる原因として下水道と下水道処理場の不備が挙げられることがあります。下水の整備には膨大な費用がかかりますので、地域によって下水道普及率には大きな差があります。

下水道を整備するには、従高差を考えながら、上流から下流へと建設工事を進めていくなければなりません。

そのためには、施設を設置され、施設間では水の循環が生まれます。

各家庭の芯分の負担をして水管にのつなぐ技術と設備を整えなければ

（括弧内に）受益者負担料がともない）、家庭排水のため流れが緩げられます。

先ほど学校の話を出しましたが（→第1章第3節）、日本の小・中学校には運動場と体育館とプールが設置され、施設面では世界に冠たるものがあるなどってよいと思います。しかし、近くに川が流れ、湖沼や湖があるところでは、どうして学校にプールが造られ、強いガルキ毒を畳を赤くしながら、児童・生徒たちはそのプールで水泳の練習をしなければならない

178

27

第1章 くらしに身近な自治の活動

貧困問題がクローズアップされるなかで、食を保障する機会として学校給食を位置づけべきだという考え方にも主張されています。

給食費は原則として保護者が負担します。その意味で、応益的な負担だといいます。一食あたり200～300円が一般的ですが、家庭の経済状況によっては負担が高く、需給する例もあります。なのに払う意力があるにもかからず確定的の支払わない例もあり、社会問題として取り上げられることもあります。また、「食育」の観点などから、少々割高であっても履歴記された農産物や地域産の食材を活用する場合には、給食費の一部に対して一般計画から換算する自治体もあります。学校給食を経費面からみてそのあり方を考えることも重要な点だと思います。

日常生活で一日の活動を、朝水道の蛇口をひねり、というところからはじめると、既にそこから私たちのくらしは自治体の活動と密接に関わっているといえます。

自治体が行っている仕事のなかには、上下水道、ごみの収集・運搬・処理、道路の建設や管理など私たちの日常生活の円滑な維持に不可欠なもののが少なくありません。このような仕事が停止したり、遅くなったりすると私たちのくらしに大きな支障が出るだけに役所としても神経を使うことになります。

1 上水・下水と地域の生活

（1）上水の確保

毎日の生活中に欠かせない飲み水（上水）を考えてみましょう。かつて多くの人々は自分の家にある井戸水を飲み水として使っていました。し



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 TEL 010-8560  
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 第1章 くらしに身近な自治体の活動

### 第1節 戸籍と住民

- 1 戸籍は国の事務から自治体の事務へ
- 2 住民票の意味
- 3 「住民になること」の意味
- 4 住民の多様性(ダイバーシティ)と包摂(インクルージョン)

### 第2節 相談サービス

- 1 自治体相談サービスの特色
- 2 オンブズマン
- 3 受け身の相談からアウトリーチへ

### 第3節 子ども・子育て施策と学校教育

- 1 妊娠・出産
- 2 保育所
- 3 学校教育

### 第4節 日常のくらしを支える公共サービス

- 1 上水・下水と地域の生活
- 2 ごみの収集
- 3 道路

### 第5節 年金・医療・介護

- 1 年金
- 2 健康保険
- 3 高齢者の福祉・介護

### 第6節 安全・安心と防災

- 1 「リスク社会」と安全・安心
- 2 警察と安全・安心
- 3 消防と防災

## 第2章 憲法が保障する地方自治

### 第1節 憲法記念日と地方自治

- 1 「国」とは
- 2 憲法第8章の意義

### 第2節 「地方政府」としての自治体

- 1 「地方自治」の規定
- 2 「ローカル・オートノミー」の意味
- 3 市区町村は「最初の政府」

### 第3節 二元的な代表制の政府形態

- 1 政治のプロの選出原理としての選舉

- 2 「民意」をみえるようにするには
- 3 政治のプロが交代する理由
- 4 首長と議会の特性
- 5 議決機関としての議会
- 6 首長の地位

### 第4節 二元代表制と「与野党関係」の譲解

- 1 国と自治体の違い
  - 2 議会と首長との関係
- ### 第5節 自治体行政の独自性
- 1 最終的な意思決定点の相違
  - 2 人事制度の違い
  - 3 意思決定の自律性
  - 4 仕事の独自性と自治体の責任

## 第3章 自治体の仕組み

### 第1節 地方分権と自治体の新しい役割

- 1 「分権型社会の創造」
- 2 国と自治体の新しい役割分担
- 3 機関委任事務制度の廃止の意義と新たなルールづくり
- 4 地方分権改革の評価と「地域発」改革への展開

### 第2節 自治体の種類

- 1 普通地方公共団体
- 2 特別地方公共団体
- 3 都道府県と市区町村
- 4 市町村合併と新たな広域連携の展開

### 第3節 地方議会

- 1 議会の権限
- 2 議会の運営

### 第4節 首長と役所

- 1 首長の権限
  - 2 行政の担当者
  - 3 職場組織の特徴
  - 4 意思決定の方式
  - 5 管理職の「選考」と首長との関係
- ### 第5節 自治体の財政と予算
- 1 地方自治と税金
  - 2 自治体の収入
  - 3 「国」から「地方」への財政移転

- 4 地方債
- 5 地方公営企業
- 6 自治体の予算

## 第4章 変化に対応する自治体行政

### 第1節 地域づくりと自治体計画

- 1 自治体計画の出発点
- 2 自治体計画の策定
- 3 計画行政の徹底

### 第2節 地方創生と地域力の向上

- 1 地域の個性と内発的な創造力
- 2 地域らしさの追求

### 第3節 行政の範囲と民間の活動領域の見直し

- 1 行政の不断の見直し
- 2 「公平」の観念と行政活動の限界
- 3 「民間」独自の活動領域

### 第4節 民間活用の進展

- 1 民間活用の背景
- 2 民間活用への視点
- 3 民間活用の手法

### 第5節 IT時代の情報政策

- 1 自治体における情報管理の視点
- 2 情報公開と個人情報保護
- 3 情報の活用

## 第5章 住民参加と地方自治

### 第1節 行政運営の根拠と職員行動への理解

- 1 制度としての法規
- 2 「力行」型職員の制度運用
- 3 制度の最大限有効な活用

### 第2節 住民参加

- 1 民主的自治の原則と住民参加
- 2 住民参加の制度的保障
- 3 住民参加の意義
- 4 住民参加と地域社会の革新

### 第3節 選挙への参加

- 1 選挙管理委員会
- 2 選挙権

- 3 選挙人名簿
- 4 被選挙権
- 5 選挙の種類
- 6 選挙運動の方法

### 第4節 議会との付き合い方

- 1 傍聴
- 2 請願・陳情
- 3 代表者としての議員

### 第5節 直接参政の制度

- 1 直接請求
- 2 そのほかの直接参政の制度

## 第6章 共生社会に向けた住民自治の可能性

### 第1節 都市型生活様式の普及と「私的自由」主義の定着

- 1 都市型生活様式の普及
- 2 「私的自由」主義の起源と定着
- 3 依存型の生活様式

### 第2節 「ボランタリズム」—自発と自前の「元気」

- 1 ボランティア活動とは一四つの活動原則
- 2 ボランティア活動の担い手
- 3 「総ボランティア」論への疑問
- 4 組織化の必要性
- 5 ヨコに結び合う活動の意味

### 第3節 格差の意識と均霑努力の「元気」

- 1 「所貧乏」意識
- 2 「均霑」の平等主義
- 3 「均霑」の根拠づけ

### 第4節 「和のイデオロギー」と抵抗の「元気」

- 1 「自ずから治まる」自治觀
- 2 住民運動と「和のイデオロギー」への挑戦
- 3 抵抗の「元気」の課題

### 第5節 自律的な秩序形成の「元気」

- 1 「自ら治める」自治觀
- 2 「広い世間」の拡大と対立の表面化
- 3 役所への依存と自治
- 4 住民がつくる「公共」

詳細・お申し込みはコチラ →

第一法規

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

検索

CLICK!



キリトリ線

## 申込書（第一法規刊）

# これからの地方自治の教科書

●定価 2,750円（本体2,500円） [コード 069500]

申込部数

部

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

### ■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスいたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について

一回あたりのご購入金額  
(商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、300円+税

3万円以下の場合、400円+税

10万円以下の場合、600円+税

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所

〒

機関名

部署名

フリガナ  
ご氏名

TEL  
E-mail

□公用  
□私用

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社の内部業務やマーケティング活動などに使用される場合があります。